

京都府ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領の改正について

1 主な改正点

初回精密検査の対象者に、以下の者を追加

- ・ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- ・ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

※ なお、原則として陽性と判定されてから1年以内に精密検査を受けることを条件とするが、出産後又は手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合はこの限りではない。

2 施行日

令和2年5月1日（令和2年4月1日に遡って適用）

3 【参考】事業の実施状況（平成27年4月より事業開始）

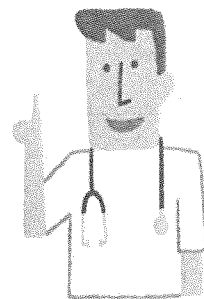
	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	R2.12末
初回精密検査	24件	28件	14件	14件	19件	17件
定期検査	1件	2件	6件	17件	20件	33件

「肝炎」は、重症化させないことが大切！

初回精密検査・定期検査の費用には 助成があります

肝炎ウイルス検査で**陽性**と判定された方は、
早めに精密検査を受けましょう。

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで
療養中の方は、定期検査を受けましょう。



インターフェロンフリー治療後の経過観察も定期検査の助成対象となります。

対象者

初回精密検査

- ・自治体及び職域が実施した肝炎ウイルス検査、妊婦健診時及び手術前に実施された肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方
- ※陽性と判定されてから請求までは期限があります。詳細はお住まいの都道府県にお問い合わせください。

定期検査

- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者（治療後の経過観察を含む）※無症候性キャリアは対象外

助成条件

初回精密検査

- ・定期的な状況確認の連絡(フォローアップ)を受けることに同意された方

定期検査

- ・定期的な状況確認の連絡(フォローアップ)を受けることに同意された方
- ・B型・C型ウイルス性肝炎治療医療費助成の受給者証の交付を受けていないこと

助成回数

初回精密検査

1回

定期検査

2回/年（初回精密検査を含む）

※具体的な検査費用助成の内容については、お住まいの都道府県にお問い合わせください